

「情報公開文書」

歯学研究科 HP 掲載用

受付番号： 26-52

課題名：口腔癌における血管新生と Eph/Ephrin 系の臨床病理学的検討

1. 研究の対象

2010 年 1 月～2013 年 12 月に当院で口腔癌の手術を受けられた方

2. 研究目的・方法

口腔癌における Eph/Ephrin 系について解析を行い病因、病理発現、病態との関連について検討を加えさらに診断の予後の判定、新しい治療法への応用についても考察する。

2010 年以降に東北大学病院歯科顎口腔外科にて無作為に過去に採取された口腔癌 80 例程度を対象とする。対照標本としては手術時に安全域として取った正常の口腔粘膜を 10 例程度および異形成変化(悪性所見)のない白板症 15 例程度用いる。外科的に切除された標本を 10%ホルマリンで固定し通法に従って、パラフィンに包埋する。包埋ブロックより約 4 μ m の連続切片を作成し、1 枚を HE 染色し、他を免疫組織化学的検索に用いる。連続切片をキシレン・エタノール処理で脱パラフィン後、3% H_2O_2 添加メタノールで内因性ペルオキシダーゼを不活化する。酵素または加熱による前処理を行った後、EphA2、EphB4、EphrinB2、CD34、D2-40 に対する抗体を 4 $^{\circ}$ C で一晩反応させる。対照切片には PBS およびコントロール抗体を添加する。次にペルオキシダーゼ標識抗 IgG 抗体を反応させ、反応産物をジアミノベンチジンで可視化させ、ヘマトキシリンで核染色後、封入する。EphA2、EphB4、EphrinB2、CD34、D2-40 の免疫組織化学的反応の局在、密度および反応強度についてそれぞれ評価する。研究機関は 2015 年 1 月～2018 年 3 月までとする。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：病歴、生年月日、治療歴、カルテ番号、病理検体番号 等

試料：手術および生検で採取された組織

4. 外部への試料・情報の提供

該当なし

5. 研究組織

該当なし

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学大学院歯学研究科口腔病態外科学講座口腔病理学分野
齊藤 博紀
〒980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町 4-1
TEL 022-717-8303 FAX 022-717-8304

研究責任者：及川 麻理子

東北大学大学院歯学研究科口腔病態外科学講座口腔病理学分野

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」

をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合

-----以上